

# 第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1節 目的 《危機管理室災害予防課》

本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第3条第1項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域に指定（平成26年3月31日内閣府告示第21号）されたことを受け、同法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震による被害を軽減するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等を定め、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

## 第2節 南海トラフ地震の概要 《危機管理室災害予防課》

### 第1 地震の概要

南海トラフは、日本列島が位置する陸のプレート（ユーラシアプレート）の下に、海のプレート（フィリピン海プレート）が南側から年間数cmの割合で沈み込んでいる場所である。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界には、徐々にひずみが蓄積されており、このひずみが限界に達したときに蓄積されたひずみを解放する大地震が発生している。

南海トラフでは津波を伴った地震が1605年慶長地震をはじめ、1707年宝永地震、1854年安政南海地震、1946年昭和南海地震等、100～150年の間隔で繰り返し起こり、西日本はその都度大きな地震・津波災害に見舞われてきた。特に、太平洋に面している和歌山、大阪、徳島、高知県沿岸で甚大な津波被害を受けたことはよく知られており、日本有数の津波常襲地帯に数えられている。

広島県は、この津波常襲地帯に隣接しているが、過去の古文書において県内に津波による被害はほとんど報告されていない。

### 第2 今後の地震発生確率

国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表する南海トラフ地震の長期評価の地震発生確率の値は、時間の経過とともに高くなっている。

令和4年1月1日を起点にした南海トラフ地震の発生確率については、次のとおりである。

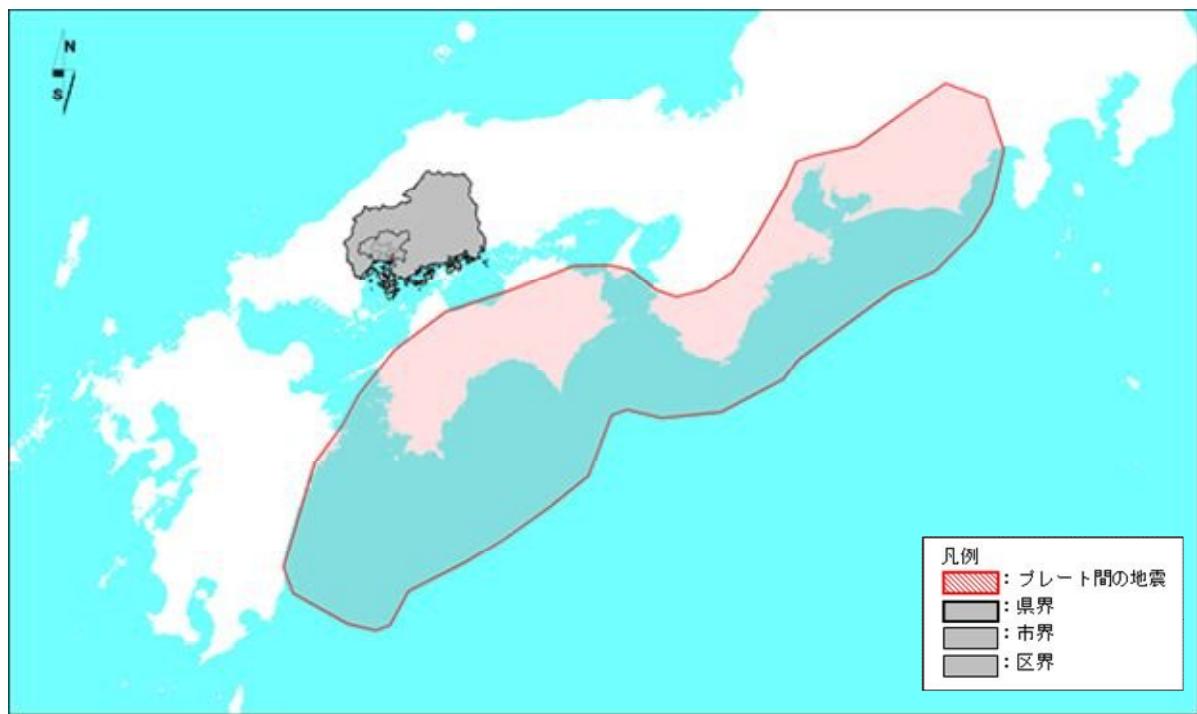
区分	評価時点	10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ地震 (M8～M9クラス)	令和4年 1月1日	30%	70%～80%	90%程度 又はそれ以上

※ マグニチュード9の最大クラスの地震（南海トラフ巨大地震）の発生確率は示されていない。

### 第3 想定結果

国においては、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震（南海トラフ巨大地震）についての震度分布・津波高や被害想定（建物被害、人的被害等）を行った。この国の検討結果などを踏まえ、県が平成25年10月に作成した地震被害想定を基に、広島市域の地域特性を加味しながら、本市における「南海トラフ巨大地震」の地震被害想定を行った。

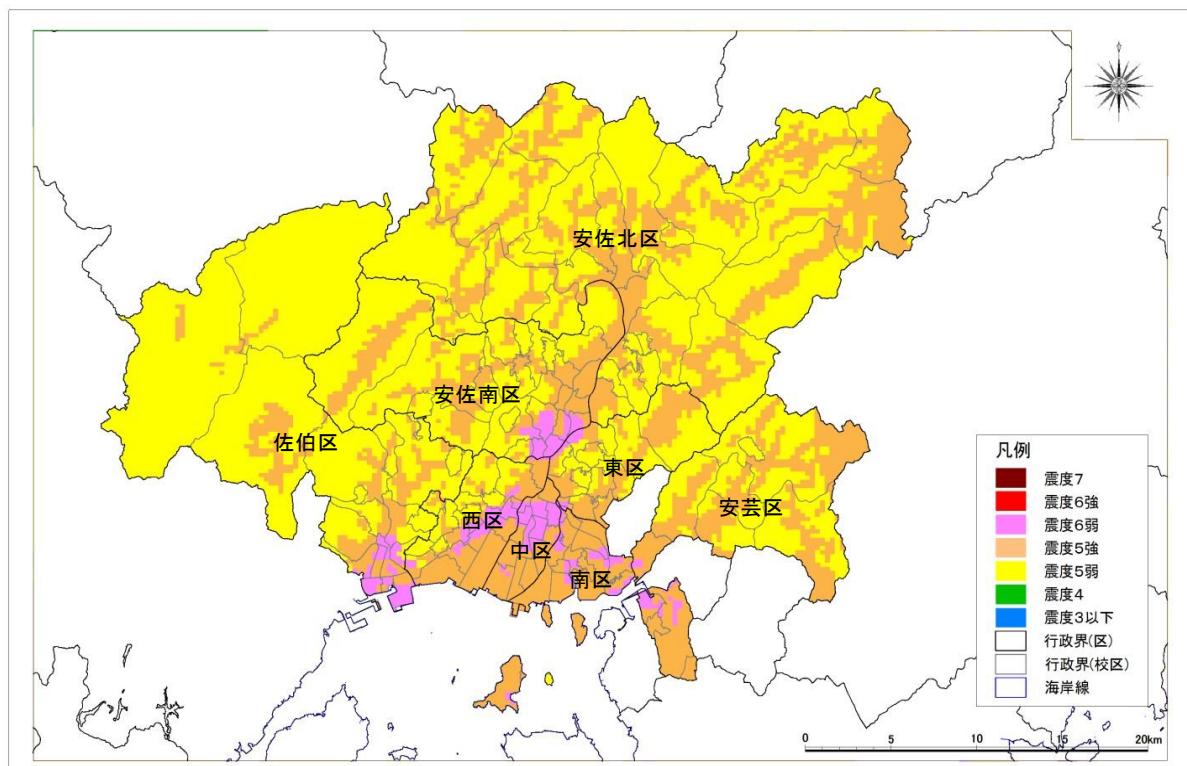
## 想定地震の震源域位置図



### 1 震度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市の最大震度は6弱であり、安佐北区を除く7区に分布している。震度6弱の面積率は市全域の3.1%、行政区の中で最大となる中区では35.8%、次いで西区13.4%、南区13.2%などとなっている。

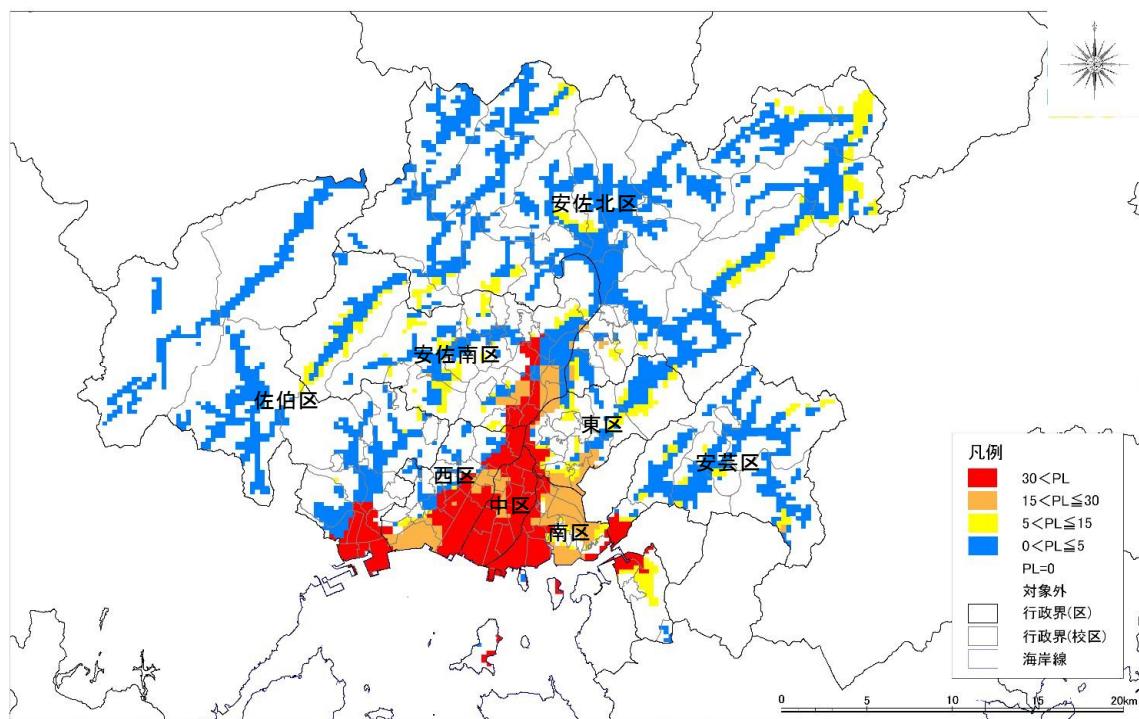
### 震度分布図



## 2 液状化危険度分布

「南海トラフ巨大地震」による本市における危険度が極めて高い(PL値30超)領域は、安佐北区を除く7区に分布している。その面積率は市全体の6.0%、行政区の中で最大となる中区では89.5%、次いで西区36.1%、南区35.1%などとなっている。

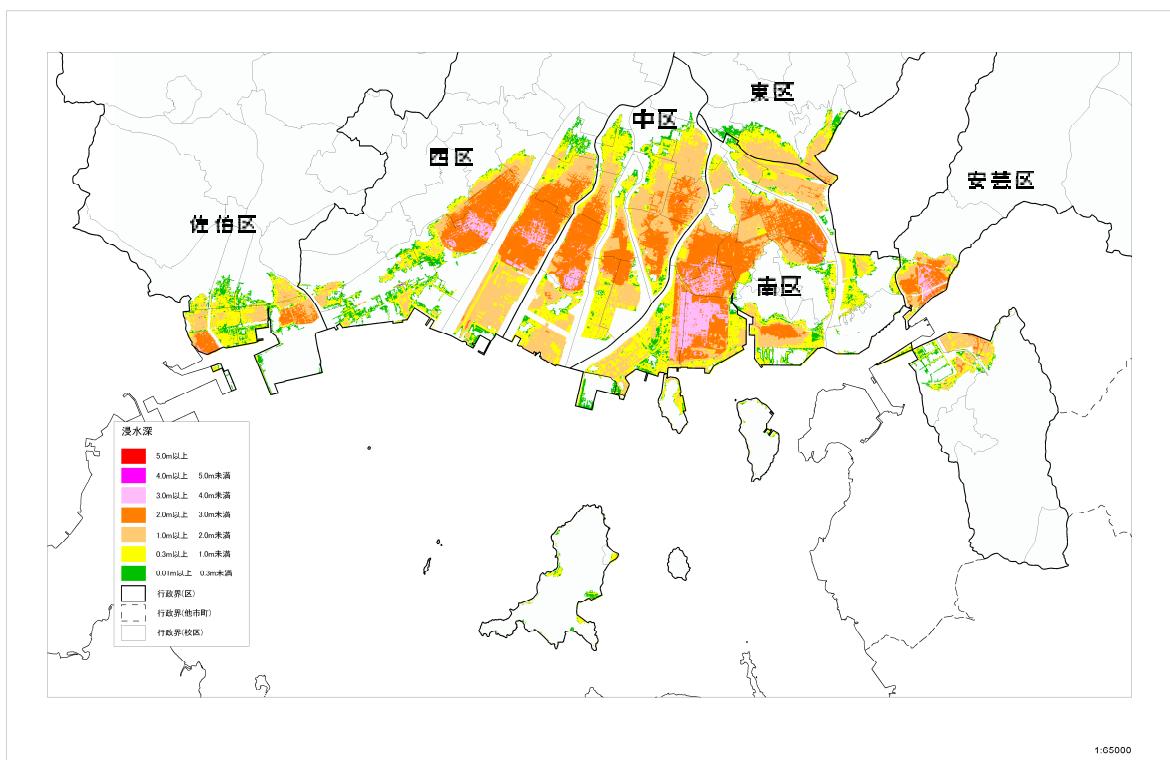
液状化危険度分布図



### 3 津波による最大浸水深分布

「南海トラフ巨大地震」の津波による想定浸水面積（浸水深1cm以上）は、護岸、堤防等の構造物が機能しない場合で3,817ha（市全域の4.2%）であり、安佐南区と安佐北区を除く6区に分布している。行政区の中で最大となる南区では1,333ha、次いで中区971ha、西区878haなどとなっている。

津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合）

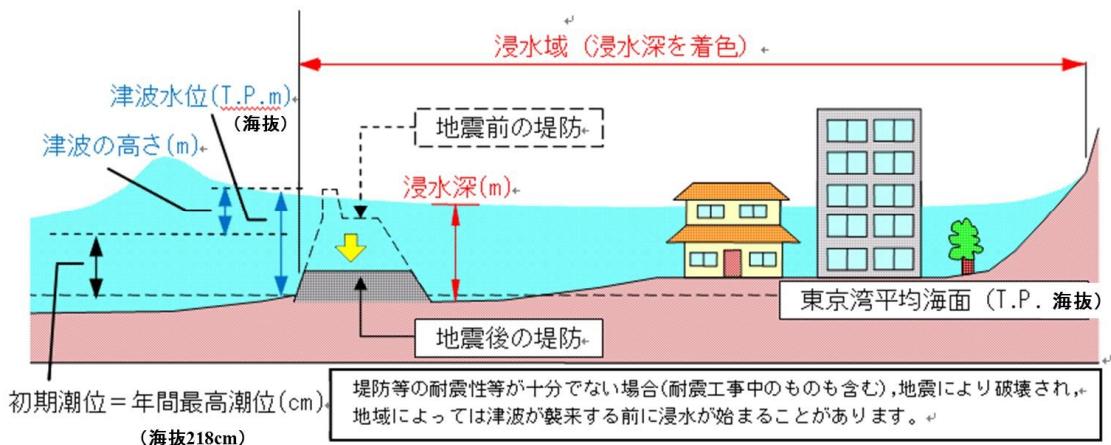


最高津波水位等

区分	最高津波水位 (T.P. 海拔) <sup>※1</sup> うち津波の高さ	最大波到達時間	津波影響開始時間 <sup>※2</sup>	
広島市	3.6m うち津波の高さ	1.5m	4時間6分	37分

※1 「最高津波水位」は、年間最高潮位(218cm)に津波の高さを加えたもの

※2 「津波影響開始時間」は、海域を伝播してきた津波により、おおむね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20cmの変化が生じるまでの時間



#### 4 被害の想定

被害想定項目			被害量等
地震動・液状化	震度 6 弱以上	エリア	中区、東区、南区、西区、安佐南区、安芸区、佐伯区
		エリア面積	市全面積の 3.1%
	液状化危険度がかなり高い面積 (PL>15)		市全面積の 8.6%
土砂災害	危険度ランクが高い箇所	急傾斜地崩壊	4 箇所
		山腹崩壊	6 箇所
津波被害	津波による浸水面積 (浸水深 1cm 以上)		3,817ha
建物被害	全壊の主な原因		液状化
	全壊棟数		18,696 棟
	半壊棟数		44,120 棟
人的被害	死者数が最大となる発災季節・時間		冬・深夜
	死者の主な原因		津波
	死者数		3,907 人
	負傷者数		2,670 人
	重傷者数 (負傷者の内数)		642 人
ライフライン施設被害	上水道 (1日後の断水人口) *1		4,535 人
	下水道 (1日後の機能支障人口) *1		401,156 人
	電力 (直後の停電軒数) *1		73,443 軒
	通信 (直後の固定電話不通回線数) *1		38,060 回線
	都市ガス (1日後の供給停止戸数) *1		120,628 戸
交通施設被害	道路 (被害箇所数)		266 箇所
	鉄軌道 (被害箇所数)		199 箇所
	港湾 (揺れによる被害箇所数)		25 箇所
生活支障	避難所避難者数 (当日・1日後) *1		172,041 人
	帰宅困難者数*2		78,385 人
	食料の需要量 (当日・1日後) *1		619,349 食
	仮設トイレの需要量 (当日・1日後) *1		5,144 基
	医療機能支障 (医療需要過不足数) *3		38 人
その他被害	危険物施設の被害箇所数		8 箇所
	災害廃棄物発生量*1	可燃物	33 万 t
		不燃物	101 万 t
	経済被害	直接被害 *1	2 兆 3,610 億円
		間接被害(広島県全体) *1	3 兆 7,477 億円

※ 被害想定項目のうち、季節、時刻、関連条件により被害量が異なるものは、条件の違いを考慮し、下記のケースで想定

\*1：冬 18 時、風速 11m/s

\*2：昼 12 時

\*3：冬 深夜、風速 11m/s

詳細は、震災対策編「第 1 章 総則、第 3 節 地震被害想定、第 3 被害想定結果」を参照

### 第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、県が作成した地震防災対策特別措置法に定める「第5次地震防災緊急事業五箇年計画」(令和3年度～令和7年度)に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図る。また、津波等による浸水想定区域内において浸水時に市民等が緊急一時的に退避する施設として、浸水時緊急退避施設の指定を行う。

#### 第1 地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業 《危機管理室危機管理課》

事業項目	事業名等	事業期間
消防用施設	消防防災施設整備事業	令和7年度
緊急輸送道路	道路災害防除事業（道路防災対策・橋梁耐震対策）	令和3年度～令和7年度
共同溝等	電線共同溝整備事業（道路）	令和3年度～令和7年度
社会福祉施設	公共施設等耐震化事業	令和3年度
公的建造物	公共施設等耐震化事業	令和3年度～令和6年度
水・自家発電設備等	配水池及び緊急遮断弁整備	令和3年度～令和5年度

#### 第2 浸水時緊急退避施設の指定状況 《危機管理室災害予防課》

資料編「2-6-2 浸水時緊急退避施設一覧表」参照

##### 【浸水時緊急退避施設の指定要件】

- 1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で地上4階建以上の建築物であること。
- 2 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、または、耐震診断等により耐震性が確認された建築物であること。
- 3 地上4階以上の高さに、緊急一時的に退避できる場所（廊下や階段、集客スペース等で、その合計面積が概ね100m<sup>2</sup>以上）を有すること。
- 4 緊急退避時に、容易に退避可能な構造または管理体制等を有すること。

## 第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画

### 第1 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中止等の措置を事前に講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が防潮堤、水門等を越流し、堤内に湛水した場合を想定し、排水口、排水路、排水機場の整備等の内水排除対策を事前に講じるものとする。
- 3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、次の事項について別に定めるものとする。
  - (1) 防潮堤、防波堤、水門等の点検方針  
毎年点検・整備を実施し、常時容易に操作可能な状態を維持するものとする。
  - (2) 防潮堤、防波堤、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針  
施設整備の水準は、①現況及び将来計画、②背後地の現状と将来（自然的条件・社会的条件）、③海岸域の利用形態（生産活動・日常生活）等の地域の実態を総合的に判断して設定し検討するものとする。
  - (3) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順  
水門等の閉鎖を実施する体制として、水門・陸閘管理の手引に基づき、操作員との連絡手段の確保、経路の選定、輸送手段、操作員の指定を確実に実施し、操作員の安全管理を徹底する。  
津波の到達時間を十分考慮し、出来るだけ早期に閉鎖を行えるように予め人員・手順・輸送手段等を具体的に定めておく。防災上特に重要な施設で早期の閉鎖（おおむね2時間程度）が困難なものについては、その解消のための検討を行う。
  - (4) 水門等の閉鎖訓練  
防災訓練に併せて、水門等の閉鎖訓練を実施するよう努めるものとする。  
なお、訓練時において、操作及び作動状況の検証を行い、操作の確実性を確保するものとする。
- 4 市は、防災行政無線屋外受信機を津波による浸水が想定される沿岸部に設置する。

### 第2 水防業務従事者等の安全確保対策《危機管理室、消防局消防団室・警防課、各消防署》

水防業務従事者等や避難誘導にあたる者が危険を回避できるよう、津波浸水想定区域内で活動する水防業務従事者等の活動の安全を確保するための退避ルールの設定を検討する。

### 第3 港湾、漁港の船舶対策

#### 1 漁港、港湾内の船舶の処置

船舶関係者は、津波警報が発令されるなど、当該水域に危険があると判断された場合には、港則法の適用を受ける港湾については、港則法に基づき港長の勧告、規制、指示に従い冲合退避等の安全措置を講ずることとする。

#### 2 漁船の処置

漁業協同組合や船舶管理者は、津波の到達時間まで十分な余裕（10時間以上）がある場合は、水深の深い場所（100m程度）へ避難させることが望ましいが、本市への津波到達予想時間を考慮すると、このような沖合避難は、非常に危険を伴うものと考えられる。よって、漁船の係船施設を用いた緩やかな係留と、余裕を持った錨係留の併用により、陸上への漂流を出来る限り少なくする等の必要な措置について、事前に検討しておくものとする。

また、津波により陸上、特に道路上に打ち上げられた漁船の処置について、その手続きや所有者における合意等を事前に検討しておくものとする。

#### 第4 津波に関する情報の伝達等

##### 1 津波予報区《危機管理室》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第3節 情報の収集及び伝達、第2の1 津波予報区」による。

##### 2 津波等に関する情報の種類と内容《危機管理室》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第3節 情報の収集及び伝達、第2の2 津波警報等の種類及び内容」及び「第3章 震災応急対策、第3節 情報の収集及び伝達、第2の3 広島地方気象台から発表される地震及び津波に関する情報の種類と内容」による。

##### 3 津波警報等の伝達経路《危機管理室》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第3節 情報の収集及び伝達、第2の4 津波警報等の伝達経路」による。

##### 4 津波警報等の住民等への伝達方法《危機管理室災害対策課》

津波注意報、津波警報及び大津波警報の住民等への伝達方法は、防災情報メール、防災行政無線、市ホームページ、市防災情報共有システム、市公式SNS、避難誘導アプリ、Lアラート、緊急速報メール、サイレン等により情報提供を行う。

なお、全国瞬時警報システム（J-ALETR）により津波警報等の緊急情報が国（消防庁）から発信され広島市域に影響がある場合は、自動的に防災行政無線で放送されることになっている。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALETR）により放送される情報

情報区分	放送内容
大津波警報	サイレン 「大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろします。」 下りチャイム
津波警報	サイレン 「津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろします。」 下りチャイム
津波注意報	サイレン 「津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。」（3回繰り返し） 「こちらは、ぼうさいひろします。」 下りチャイム

##### 5 船舶（荷役船、作業船、漁船、プレジャーボート）関係者及び養殖事業者等に対する伝達《危機管理室災害対策課》

広島海上保安部からの情報伝達と併せて各媒体を活用して伝達する。

##### 6 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置

港湾や漁港に停泊、又は係留中の船舶は、津波の満ち潮によって陸上に打ち上げられ、引き潮によって漂流・転覆するおそれがある。したがって、港湾・漁港管理者は、漁業協同組合や船舶管理者との協議に基づき、緊急連絡網及び漁業無線により連絡して次の措置をとるよう要請することとして、津波避難誘導計画を策定する。

- (1) 停泊中の大型、中型船舶は、港外に避難する。
- (2) 港外の大型、中型船舶は、入港を差し控える。
- (3) 避難できない小型船舶については、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (4) 津波の到達までに時間が無いと予想される場合は、船は放置して避難する。（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う。）

##### 7 災害情報の収集伝達経路《危機管理室》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第3節 情報の収集及び伝達、第4 災害情報の収集、伝達及び報告」による。

## 第5 津波避難対策

- 1 広島県津波避難計画策定指針を踏まえた津波避難対策の推進《危機管理室災害予防課》震災対策編「第4章 津波災害対策、第3節 津波災害の予防対策、第3 津波からの避難、4 広島県津波避難計画策定指針を踏まえた津波避難対策の推進」による。
- 2 防災マップの作成及び周知《危機管理室災害予防課》市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波等による浸水想定区域内において、浸水時緊急退避施設や避難経路等、地域の実情を踏まえた防災マップを作成し、印刷物の配布や避難訓練等を通じて地域住民等へ周知する。
- 3 避難場所の選定・周知《危機管理室災害予防課》震災対策編「第2章 震災予防計画、第13節 避難体制の整備、第3 避難場所等の防災機能の強化及び第6 指定緊急避難場所等の周知」による。
- 4 防災上重要な施設の避難対策《危機管理室災害予防課、消防局予防課》
  - (1) 病院、学校、劇場、百貨店、地下街、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、市長が避難の指示を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努める。
  - (2) 幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに病院及び社会福祉施設等（以下「病院等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。
    - ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
    - イ 病院等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団で避難させる場合に備えて、平素から収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。
- 5 津波発生時の応急対策《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》
  - (1) 避難指示等気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に避難指示を発令する。  
また、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。  
国外での地震による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合は、必要に応じ、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。
  - (2) 避難の誘導《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局等、危機管理室災害予防課》震災対策編「第3章 震災応急対策、第5節 避難対策、第5 避難誘導」及び震災対策編「第4章 津波災害対策、第3節 津波災害の予防対策、第3 津波からの避難」による。
- 6 指定避難所の開設・運営《各区区政調整課・地域起こし推進課、区災害対策本部避難収容班を構成する局、危機管理室、健康福祉局健康福祉企画課、道路交通局道路管理課》震災対策編「第3章 震災応急対策、第5節 避難対策、第7 指定緊急避難場所の開設等」による。
  - (1) 指定避難所の管理運営震災対策編「第3章 震災応急対策、第5節 避難対策、第7の3 指定避難所の運営」による。  - (2) 指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。
    - ア 開設の日時
    - イ 開設の場所
    - ウ 収容人員
    - エ 開設期間の見込み
    - オ その他必要と認められる事項
  - (3) 指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、県に応援職員の派遣を要請する。
- 7 市域外への避難者の受入要請《危機管理室災害予防課》震災対策編「第3章 震災応急対策、第5節 避難対策、第8 市域外への避難者の受入要

請」による。

- 8 避難行動要支援者の避難等《危機管理室危機管理課・災害予防課、健康福祉局健康福祉企画課、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課・地域支えあい課》  
震災対策編「第2章 震災予防計画、第15節 要配慮者に係る災害の予防対策、第3 避難行動要支援者に係る支援体制」による。

## 第6 消防活動及び水防活動

- 1 消防活動《消防局・各区》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第9節 消防活動対策」による。

- 2 水防活動《危機管理室、消防局警防課、水防関係部課、各区維持管理課・農林課・地域整備課》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第10節 水防活動対策」による。

## 第7 ライフライン事業者及び放送機関の対応《危機管理室災害予防課》

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や市民生活の安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、地震・津波時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

また、災害発生後の円滑な応急対策及びライフラインの迅速かつ効率的な復旧を図るとともに、市災害対策本部及びライフライン関係機関相互の情報交換、協議調整等を行うため、広島市ライフライン連絡調整会議を開催する。

### 1 電力施設の応急対策

- (1) 実施責任者

指定公共機関中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社

- (2) 電力供給のための体制確保

津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要な電力の供給に関する措置や、災害応急活動を行う防災拠点施設への電力の優先的な供給に関する体制を整備する。

- (3) 地震・津波時における危険防止措置

地震・津波時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

- (4) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる病院

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、ガス、水道、交通、通信、報道等の機関

ウ 被災者収容施設（学校など避難場所等に指定された施設）

- (5) 要員及び資機材等の確保

ア 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。

また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼することとし、この場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

イ 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施するものとし、不足する場合は他の電力会社に融通を依頼する。

- (6) 広報サービス活動の実施

地震・津波時には、次により需要者に対する広報サービス活動を実施する。

ア 災害時における広報

施設の復旧状況、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放、

公衆感電事故防止を主体とした被災者への広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

イ 移動相談所の開設

被災地における需要者の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、状況に応じ移動相談所を開設する。

## 2 ガス施設の応急対策

### (1) 一般ガス事業者

ア 実施責任者

指定地方公共機関広島ガス株式会社

イ 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメータによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

ウ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

エ 要員及び資機材等の確保

(ア) 復旧要員

あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、被害状況に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、必要に応じて、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

なお、他のガス会社に応援を依頼する場合は応援要員の宿舎と工事用車両の駐車場を確保する。

(イ) 復旧資機材

応急復旧は、あらかじめ備蓄する復旧資機材により実施する。不足する場合は、他のガス会社に融通を依頼する。

オ 広報活動

利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要な措置、ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

### (2) 簡易ガス事業

ア 実施責任者

簡易ガス事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

ウ 相互援助活動

一般社団法人日本コミュニティーガス協会中国支部の「中国簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

### (3) 液化石油ガス販売事業

ア 実施責任者

液化石油ガス販売事業者

イ 応急対策、広報活動等

一般ガス事業者に準じた応急対策、広報活動等をとるものとする。

## 3 水道施設の応急対策《水道局、各区市民課・保険年金課・生活課》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第7節 給水及び上水道施設応急対策」による。

## 4 下水道施設の応急対策《下水道局》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第16節 下水道施設応急対策」による。

## 5 通信

### (1) 通信事業者は、津波来襲時に機能を損なわないように、ケーブル、交換機等の配置及

び構造に十分配慮するものとする。

特に危険性の高い地区内の施設については、電源の確保、地下への埋設や耐浪化等の対策を講じるものとする。

(2) 指定公共機関西日本電信電話株式会社が行う措置

N T T グループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限

災害等により通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

イ 非常通信の確保

(ア) 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合、避難場所等への特設公衆電話の設置に努める。

(イ) 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早く、かつ、的確に復旧を実施する。

エ 災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「W e b 171」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否連絡が多発すると想定される場合等に、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「W e b 171」の提供を運用する。

また、あらかじめ、住民等に対して、災害用伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「W e b 171」の周知等を図るものとする。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 広報車による広報活動を行う。広報する主な内容は次のとおりとする。

a 被災地域と被災模様

b 復旧のための措置と復旧見込時期

(イ) 必要に応じて、テレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(3) 指定公共機関株式会社N T T ドコモ中国支社が行う措置

株式会社N T T ドコモ中国支社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り移動通信サービスを維持し、重要通信をそ通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図り、迅速かつ的確に実施し、通信サービスの確保を図る。

ア 通信の利用制限と重要通信の確保

災害等により移動通信のそ通が著しく輻輳し、困難となった場合、電気通信事業法に基づき、通信の利用を制限（規制）する措置を行い、重要通信の確保に努める。

イ 非常通信の確保

(ア) 災害救助法が適用された場合、行政機関が設置する災害対策本部の要請に応じ、緊急連絡用として非常用衛星携帯電話、非常用携帯電話の貸出しに努める。

(イ) 西日本電信電話株式会社が特殊公衆電話を設置できない場合には、同社と協力し、避難場所等への非常用携帯電話の貸出しに努める。

ウ 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、災害対策用機器を活用し、できるだけ早く、かつ、的確に復旧を実施する。

エ 「災害用伝言板サービス」の運用

震度6弱以上の地震発生時や災害の発生により安否確認連絡が多発すると想定される場合等に、「災害用伝言板サービス」を運用する。

オ 広報活動（拡大防止策）

(ア) 移動通信設備の被害模様、復旧のための設置と回復見込み時期等の広報を報道機関及び株式会社N T T ドコモ中国支社のホームページを通じて行う。

また、防災行政無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

(イ) 「災害用伝言板サービス」を運用した場合には、その広報を報道機関に依頼するものとする。

#### (4) 県等が行う支援の措置

県、市町、県警察、気象庁、国土交通省、海上保安庁、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

##### ア 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

##### イ 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

### 6 放送

日本放送協会広島放送局、株式会社中国放送、広島テレビ放送株式会社、株式会社広島ホームテレビ、株式会社テレビ新広島及び広島エフエム株式会社（以下「放送事業者」という。）は、地震及びこれに伴う二次災害の発生によって放送設備が故障し、放送が中断する場合に備えて、放送ができるだけ速やかに再開できるように、次のような対策の推進に努める。

- (1) 放送所が被災しても放送が継続できるように、可能な限り放送所内に最小限の予備の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線の設定など放送の継続や災害情報の収集が確保できるよう措置する。
- (4) 発災後も放送を継続できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災を防止するための措置を講ずる。

津波に対する避難が必要な地域の住民等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

また、関係機関と協力して、被害情報、交通情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や地域住民等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するとともに、視覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

## 第8 交通対策

### 1 道路《道路交通局道路課》

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間での交通規制、避難路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

なお、津波浸水想定区域へ通ずる管理道路については、当該地域境界線上において、緊急通行車両以外の車両の区域内への流入を禁止するものとする。

また、地理不案内者等の津波浸水想定区域への進入を防ぎ、地理不案内者等の安全を確保するとともに住民等の避難の妨げにならないよう通行止めなどの措置を実施する。

### 2 海上

- (1) 第六管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置に係る計画を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。
- (2) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

### 3 鉄道

鉄・軌道事業者は、走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を実施するものとする。

### 4 乗客等の避難誘導等

津波の影響を受けると予想される、船舶、鉄・軌道事業者は、船舶、列車等の乗客や駅、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を策定するものとする。

## 第9 市が管理又は運営する施設関係

### 1 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設《各施設の所管課》

市が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

#### (1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

#### (2) 個別事項

学校等にあっては、

- ア 当該学校等が、津波浸水想定区域にあるときは、避難の安全に関する措置
- イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあっては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

### 2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置《危機管理室、企画総務局総務課、各区区政調整課》

災害対策本部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

### 3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとする。

## 第5節 関係者との連携協力の確保に関する計画

### 第1 他の地方自治体等応援職員受援（人的受援）への対応

震災対策編「第3章 震災応急対策、第25節 応援要請及び協力要請、第4 他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）」による。

### 第2 自衛隊への災害派遣要請《危機管理室》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第25節 応援要請及び協力要請、第5 自衛隊への災害派遣要請」による。

### 第3 緊急消防援助隊への出動要請《消防局警防課》

震災対策編「第3章 震災応急対策、第25節 応援要請及び協力要請、第6 緊急消防援助隊への応援等要請」による。

### 第4 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備《危機管理室災害予防課》

震災対策編「第2章 震災予防計画、第14節 避難体制の整備、第8 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備」による。

### 第5 帰宅困難者対策《道路交通局都市交通部、危機管理室災害予防課》

震災対策編「第2章 震災予防計画、第24節 帰宅困難者対策」による。

## 第6節 防災訓練に関する計画《危機管理室、消防局警防課・予防課、各区地域起こし推進課、各消防署》

震災対策編「第2章 震災予防計画、第19節 自主防災体制の整備・防災訓練の実施、第2 防災訓練の実施・指導」及び「第4章 津波災害対策、第3節 津波災害の予防対策、第2 津波に対する避難訓練の実施」による。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1 市職員に対する教育《危機管理室》

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- 2 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 3 地震及び津波に関する一般的な知識
- 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 5 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 6 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 7 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

**第2 住民等に対する教育・広報**《企画総務局広報課、危機管理室災害予防課、消防局予防課・各消防署、各区区政調整課・地域起こし推進課、動物愛護センター》

震災対策編「第2章 震災予防計画、第18節 防災知識の普及、第2 市民に対する防災広報」及び「第4章 津波災害対策、第3節綱に災害の予防対策、第1津波に対する防災意識の啓発等」による。また、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、各臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容や広島市地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

**第3 児童、生徒等に対する教育**《教育委員会事務局健康教育課》

震災対策編「第2章 震災予防計画、第18節 防災知識の普及、第3 学校における防災教育」による。

**第8節 南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画**  
《危機管理室災害予防課》

**第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置**

**1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等**

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、震災対策編第3章第3節第2により関係機関に通知する。

**2 市の配備体制**

市の配備体制は、震災対策編第3章第2節第2による。

**第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置**

**1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報は、震災対策編第3章第3節第2による。

**2 市の配備体制**

市の配備体制は、震災対策編第3章第2節第3による。

**3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知**

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は、震災対策編第3章第4節による。

**4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等**

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集体制等は、震災対策編第3章第3節による。

**5 災害応急対策をとるべき期間等**

震災対策編第3章第2節第2、第3による。

**6 地域住民等に対する呼びかけ等**

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととする。

## 7 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

## 8 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 9 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示するものとする。

## 10 交通対策

### (1) 道路

ア 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

### (2) 海上及び航空

ア 広島海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

イ 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

### (3) 鉄道

鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

## 11 市が管理又は運営する施設関係

### (1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は、概ね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(⑦) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

(⑮) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(⑯) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(⑰) 出火防止措置

(⑲) 水、食料等の備蓄

(⑳) 消防用設備の点検、整備

(㉑) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(㉒) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

(㉓) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置

(㉔) 河川、海岸について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置

(㉕) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置

(㉖) 幼稚園、小・中学校等にあっては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置

(㉗) 社会福祉施設にあっては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置  
なお、施設ごとの具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置  
市は、屋内施設に使用する建物の選定について、県有施設の活用等を図る。
- (3) 工事中の建築等に対する措置  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

### 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路  
前記1(1)による。
- 2 市の配備体制  
前記1(2)による。
- 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知  
前記2(3)による。
- 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等  
前記2(4)による。
- 5 災害応急対策をとるべき期間等  
震災対策編第3章第2節第2による。
- 6 地域住民等に対する呼びかけ等  
市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- 7 防災関係機関のとるべき措置  
防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。